

事務連絡
令和4年11月29日

各 { 都道府県 }
 { 保健所設置市 } 衛生主管部（局） 御中
 { 特別区 }

厚生労働省医政局
医薬産業振興・医療情報企画課
（マスク等物資対策班）

「季節性インフルエンザ同時流行に備えた体制整備に係る医療用物資の配布について」の一部改正について

今冬のインフルエンザ流行期において診療・検査医療機関が発熱患者に対応するために必要なPPEの無償配布については、令和4年10月19日付け事務連絡「季節性インフルエンザ同時流行に備えた体制整備に係る医療用物資の配布について」で初回配布についてお知らせしたところです。

今般、2回目の配布について追記し、別紙のとおり、令和4年10月19日付け事務連絡「季節性インフルエンザ同時流行に備えた体制整備に係る医療用物資の配布について」を改正しました。

引き続き、今冬、診療・検査医療機関に対して必要なPPEが行き渡るよう、各都道府県を中心に、ご協力をお願いいたします。

なお、前回事務連絡からの主な変更点を赤字で記載します。

(問い合わせ先)

照会先：マスク等物資対策班 配布担当
TEL：03-3595-3454

事務連絡

令和4年10月19日

令和4年11月29日改正

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局
医薬産業振興・医療情報企画課
（マスク等物資対策班）

季節性インフルエンザ同時流行に備えた体制整備に係る医療用物資の配布について

新型コロナウイルス感染症への対応については、今冬において、季節性インフルエンザも流行し、より多数の発熱患者が発生することを想定した対策を講ずる必要があります。このため、今冬の外来体制の整備等について、「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備について（依頼）」（令和4年10月17日付け事務連絡）が発出されたところです。

昨年、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備に係る医療用物資の配布について」（令和3年9月28日付け事務連絡（同年12月23日最終改正）。以下「令和3年事務連絡」という。）に基づき、診療・検査医療機関等（診療・検査医療機関及び地域外来・検査センターをいう。以下同じ。）に対する個人防護具（以下「PPE」という。）の配布支援を行ってきたところですが、今冬の季節性インフルエンザ流行を見据え、発熱患者等の診療体制が整備・拡充されるよう、改めてPPEの配布支援を行うため、下記のとおりお知らせいたします。

今冬において、診療・検査医療機関等に対して必要なPPEが行き渡るよう、各都道府県を中心に、ご協力をお願いいたします。

（問い合わせ先）

照会先：マスク等物資対策班 配布担当

TEL：03-3595-3454

記

1. 季節性インフルエンザ同時流行に備えた体制整備に対する PPE の配布について

- 季節性インフルエンザ同時流行に備えた体制整備に当たっては、多数の発熱患者に対応できる外来体制の事前の構築が重要であり、都道府県に対して、計画的な外来体制の整備について依頼がなされているところ。
- 季節性インフルエンザ及び COVID-19 の検査においては、上気道検査を中心に医療従事者に一定の暴露が想定されるため、日本環境感染学会¹、国立感染症研究所²及び日本感染症学会³等のガイドラインなどにおいて、PPE の装着が推奨されている。
- 季節性インフルエンザの同時流行に伴い、より多数の発熱患者が発生することを想定し、医療従事者の COVID-19 の感染リスクを低減させ安全を確保した上で、より多くの医療機関に当該体制整備・拡充への協力を促す観点から、診療・検査医療機関等に対して PPE を無償で配布する。

2. 配布する PPE について

- 上記の日本環境感染学会、国立感染症研究所及び日本感染症学会等のガイドラインにおいては、サージカルマスク、眼の防護具、長袖ガウン、手袋の装着が推奨されており、N95 マスクについても、状況に応じた着用が推奨されている。これに基づき、診療・検査医療機関等にサージカルマスク、N95 等マスク、フェイスシールド、長袖ガウン、手袋の配布を実施する。

3. PPE の配布スキームについて

- 診療・検査医療機関等への PPE の配布は、原則として都道府県より行う。具体的には、都道府県は、国から配布される PPE 又は既に備蓄している PPE を、診療・検査医療機関等のニーズ等に基づき配布する。

¹ 一般社団法人 日本環境感染学会 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド 第4版 2021年11月22日 http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19_taioguide4-2.pdf

² 国立感染症研究所 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理 2021年8月6日 <https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/covid19-01-210806.pdf>

³ 一般社団法人 日本感染症学会 今冬のインフルエンザと COVID-19 に備えて 2020年8月3日 http://www.kansensho.or.jp/uploads/files/guidelines/2008_teigen_influenza_covid19.pdf

- 都道府県は、国が事前に計算した配布上限数の範囲内で、管内に必要な PPE 数の見込みを算出し、国に要望する。
- 国から都道府県への PPE の配布については、過度な備蓄スペースを要することがないように、複数回にわたって行う。初回配布開始は本年 11 月下旬、**2 回目配布は 12 月下旬を予定しているが、3 回目以降の配布については、詳細を追って連絡する。**
- また、診療・検査医療機関等ごとの必要情報（PPE 配布量、所在地等）を国に送付する場合には、国から当該診療・検査医療機関等へ初回配布分の PPE を直接配布する。2 回目以降の配布についても、予め設定する期限までに、診療・検査医療機関等ごとの必要情報を国に送付した場合には、当該診療・検査医療機関等へ PPE を国から直接配布する予定である。

4. 都道府県における対応事項について

- 上記 3 の配布スキームの実行に当たり、都道府県において以下の事項について対応を行う。
- なお、国配布の PPE に係る都道府県による保管や配送等の費用については、令和 2 年 7 月 31 日付け事務連絡「医療用物資の備蓄体制の強化について」における取扱いと同様、国の財政措置の対象となる。
 - (1) PPE 備蓄スペースの確保
 - 都道府県は、国からの PPE 配布に備えて、備蓄スペースを確保する。既存の備蓄スペースでの保管が困難な場合も想定されるため、国とも連携しながら、初回配布の前に必要なスペースを確保すること。
 - (2) 診療・検査医療機関等への PPE 配布
 - 都道府県から診療・検査医療機関等への PPE 配布に当たっては、実施主体に応じて、柔軟に対応すること。
たとえば、医療機関においては、複数月分の PPE の保管に十分なスペースがない場合が想定されることから、毎月、都道府県において、PPE の需要を聴取した上で、1 か月分の PPE を配布することが考えられる。

- 医療機関においては、PPE の保管に十分なスペースがない場合や、十分な量の PPE が購入できている場合が想定されることから、都道府県は、事前に個別の診療・検査医療機関等に PPE の配布予定量を伝達し、配布の要否を確認するなど、医療機関における PPE の需要を十分に踏まえた上で配布を行うこと。
- PPE の初回配布については、本年 11 月下旬を予定しているため、本年 11 月に必要な PPE については、都道府県が既に備蓄している PPE を活用して対応していただきたい。この場合において、都道府県の備蓄から発送した PPE については、PPE の初回配布において希望に基づき補充することとする。
- また、診療・検査医療機関等への PPE 配布に当たっては、効率的な配布のために、医療関係団体などに協力を仰いで、都道府県が実施した場合も、国の財政措置の対象となる。
- なお、今後、配布実績の報告等を求めることから、今冬の季節性インフルエンザ流行期に向けた診療・検査医療機関等への PPE の配布数等について、通常の PPE 配布数等とは別に管理を行うなど記録の整備について遺漏なきようにすること。

(3) 国への管内に必要な PPE 数の要望

- 都道府県は必要な PPE 数の見込みの算出及び要望に当たっては、平成 29 年度の都道府県別のインフルエンザ検査数及び罹患者報告数の推移（令和 3 年事務連絡の別添 2）並びに令和 4 年 10 月 5 日時点での都道府県別診療・検査医療機関数及び地域外来・検査センター設置数（添付資料 2）に基づき、国が事前に算出した配布上限数の範囲内で要望すること。配布上限数の考え方は、添付資料 1 のとおりである。また、同日後に追加された診療・検査医療機関等への配布分も、配布上限数の範囲内で要望することができる。

(初回配布)

- 都道府県は、管内で本年 11 月及び 12 月に必要な PPE 数の見込みを算出し、本年 11 月 7 日（月） までに国に要望する。その際、別紙の様式 1 を使用すること。（報告先：mask_ppe-ctr@mhlw.go.jp）

(2 回目配布)

- 都道府県は、管内で令和 5 年 1 月（1 ヶ月分）に必要な PPE 数の見込みを

算出し、本年12月16日(金)までに国に要望する。その際、別紙の様式1
(注: 前回様式から更新があるため、前回様式は使用しないこと)を使用す
ること。(報告先: mask_ppe-ctr@mhlw.go.jp)

(4) 診療・検査医療機関等に関する情報の国への伝達

- 医療機関においては、PPEの保管に十分なスペースがない場合や、十分な数のPPEが購入できている場合が想定されることから、都道府県は、事前に個別の診療・検査医療機関等にPPEの配布予定数を伝達し、配布の要否を確認するなど、医療機関におけるPPEの需要を十分に踏まえた上で、必要情報の報告を行うこと。

(初回配布)

- 国から診療・検査医療機関等への直接配布を希望する場合には、所在地や必要PPE数などの必要情報を、本年11月7日(月)までに国に報告する。その際、別紙の様式2を使用すること。また、別紙の様式2を使用し、郡市医師会等の医療関係団体にPPE配布の取りまとめを依頼している場合にはその旨を選択する欄を設けているので、該当する場合は「○」を選択すること。(報告先: mask_ppe-ctr@mhlw.go.jp)

(2回目配布)

- 国から診療・検査医療機関等への直接配布を希望する場合には、所在地や必要PPE数量などの必要情報を、本年12月16日(金)までに国に報告する。その際、別紙の様式2(注: 前回書式から更新があるため、前回様式は使用しないこと)を使用すること。(報告先: mask_ppe-ctr@mhlw.go.jp)

(5) その他

- 都道府県の備蓄から発送したPPEの補充を希望する場合には、様式1の「都道府県備蓄の補充分」の欄に補充を希望するPPEの数とその送付先を記入すること。ただし、配布できる数は当月の配布上限数までであり、配布要望合計が当月の配布上限数を超えないよう補充を希望するPPEの数を記入すること。また、報告期限は、配布数の要望等と同様、本年12月16日(金)とする。